三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西塩澤一一三三の一・一二三九・一二四六（以上三筆については次の図に示す部分に限る。）、一一三五、一二四七、一二五一、一二五六、一二五七、一二五七の内一、一二六二、一三三五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年四月十二日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　山梨県北杜市白州町大武川字山ギワ三二九、字前山六一七の一、六二一の二から六二一の五まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字山ギワ三二九・字前山六一七の一・六二一の二から六二一の五まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、福岡都市計画事業渡辺通駅北土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。
平成二十二年四月十二日
国土交通大臣　前原　誠司
一　縦覧開始の日　平成二十二年四月十三日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　福岡県福岡市中央区渡辺通一丁目十二番九号　独立行政法人都市再生機構渡辺通都市整備事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第三百四十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する飯能都市計画事業飯能南台第二土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十二年四月十二日
国土交通大臣　前原　誠司
一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成八年四月二十四日から平成二十八年三月三十一日まで
三　施行地区　埼玉県飯能市大字大河原字東駒坂及び字金穴の各一部、大字下畑字保入沢、字釜下及び字釜下沢の各一部、大字岩渕字後山、字後山北谷及び字後山南谷の各一部、大字矢颪字前原沢の一部
四　土地区画整理事業の名称　飯能都市計画事業飯能南台第二土地区画整理事業
五　事務所の所在地　埼玉県東松山市大字高坂千五十八番地
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成八年四月二十四日
七　施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十二年四月十二日

○国土交通省告示第三百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十二年四月十二日
国土交通大臣　前原　誠司
一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
表六甲山腹平野
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地（昭和十四年内務省告示第二百九十二号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県神戸市兵庫区
烏原町
字梅谷
一番から四番まで
六番一
七番及び八番
九番一及び九番二
一〇番一及び一〇番二
字金形
一番
二番一及び二番二
三番及び五番
六番一
九番から二一番まで
二三番
一六番一から一六番六まで
一七番四から一七番六まで
一八番
二〇番から二三番まで
字ヒヤ形
一番一及び一番二
二番及び三番
四番一及び四番二
五番から一一番まで
一番から一〇番まで
二〇番三及び二四番一
字深谷
天王町
一丁目
四丁目
一番
二番一及び二番二
三番二
四番一及び四番二
五番一及び五番二
六番
七番一及び七番二
八番及び九番
一二番から一四番まで
三五九番から三七二番まで
三七三番から三七九番まで
三八〇番一
三八一番から三八三番まで
三八四番一
三八四番三から三八四番六まで
三八五番一
三八六番及び三八七番
三八八番一及び三八八番二
三八九番から三九一番まで
三九二番一
三九三番及び三九四番
三九五番一
三九六番及び三九七番
三九九番及び四〇〇番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十四年内務省告示第二百九十二号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県神戸市兵庫区烏原町
字金形
四番一
四番二
七号及び八号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十四年内務省告示第二百九十二号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県神戸市兵庫区平野町
字口の小家
三九二番二　一号から二十三号まで
ホ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四十八号までを順次結んだ線、標柱四十八号と四十九号を次に掲げる土地とこの土地に接する道路の境界線に沿って結んだ線、標柱四十九号から六十六号まで順次結んだ線及び標柱一号と六十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
平野町
字岩の久
字奥の小家
一号から六号まで、九号及び十号
字口の小家